

いよいよ始まる

インボイス制度に向けて必要な対策

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。また、令和5年度税制改正により、これから始まるインボイス制度についても、①免税事業者からインボイス発行事業者になった場合、納税額を売上税額の2割に軽減、②一定規模以下の事業者は1万円未満の取引にインボイス保存不要、③1万円未満の値引き等の返還インボイス交付免除、等と改正されました。インボイス発行事業者の登録についても、原則として令和5年3月31日までの登録申請書提出が必須でしたが、令和5年4月以降の登録申請も可能と変更されております。

インボイス制度は課税事業者だけでなく、免税事業者にも影響があります。昨年度に続いて、本年度も『インボイス制度』をテーマに、制度の概要や組合が検討すべき事項等について解説いたします。消費税の仕組みから、インボイス制度の概要まで細かく説明いたします。是非、ご参加ください。

■日時：令和5年9月22日（金）14:00～16:00

■会場：ホテルグランヴェール岐山 3階「鳳凰」

（岐阜市柳ヶ瀬通6-14）

※オンライン（Zoom）による同時配信を実施します。

- ・会場での講師によるお話の様子を配信いたします。
- ・ホワイトボードの文字など見にくい場合がございます。
- ・集音マイクによる音声となるため聞きづらい場合がございます。

■定員：【会場】40名 【オンライン】30名

※いずれも先着順です。

<セミナー詳細>

- 改正のスケジュール
- 区分記載請求書等保存方式の実務
- 適格請求書発行事業者登録制度
- 適格請求書発行事業者の義務等（売り手の留意点）
- 仕入税額控除の要件（買い手の留意点）
- 税事業者の留意事項
- 登録申請について
- 組合が検討すべき課題

（①組合が免税事業者、組合員が課税事業者、②組合が課税事業者、組合員が免税事業者）

※最新情報で詳しく解説します

裏面参加申込書により、9/12（火）までにFAX：058-273-3930 まで送付ください。

-インボイス制度に向けて必要な対策-
参加申込書

岐阜県中小企業団体中央会 企画振興課 行

FAX : 058 (273) 3930

令和5年 月 日

所属【組合・企業等】

担当者名

TEL ()

FAX ()

講習会に参加を希望される方は下記の必要事項をご記入の上、**9月12日(火)までにFAXにてご連絡頂きますよう**宜しくお願い致します。

役職名	氏名	参加方法に○	オンライン配信希望の方はメールアドレスをご記入ください。
		会場・オンライン	
		会場・オンライン	
		会場・オンライン	
		会場・オンライン	

※ご記入いただいたメールアドレスへオンライン配信に係る手続き等ご連絡致します。

■お問い合わせ

岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKB ふれあい会館9階

岐阜県中小企業団体中央会 企画振興課 (森瀬) TEL : 058-277-1101 FAX : 058-273-3930